

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本構想

令和5年9月

盛岡市

目 次

第 1 盛岡市の農政の基本的な方向	1
第 2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	4
第 3 農業経営の規模，生産方式，経営管理の方法，農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第 4 第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	21
第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	23
第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	25
第 7 その他	32

第1 盛岡市の農政の基本的な方向

盛岡市においては、農畜産物の生産地であり、かつ県内最大の消費地である地域特性を生かし、都市部との交流を図りながら、地産地消をベースとした付加価値の増大につながる農業に取り組んできた。

「銀河のしずく」や「ひとめぼれ」等の水稻、トマトやりんごに代表される野菜・果樹、酪農や和牛等の畜産等との組合せによる複合的な経営を中心とした多種多様な農畜産物の生産が特徴であり、農業産出額は岩手県内、東北管内ともに上位に位置している。

このような中、本市では令和3年3月に、「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」を策定し、10年後の目指す姿である『農業・農村が輝き 世界とつながる「もりおかの食と農』』の実現に向けて全力で取り組んでいるところである。その中でも、多様な担い手や人材の育成・確保、農地集積・集約化の推進、競争力と魅力のある農業の確立といった農業経営基盤の強化について重点的に取り組むこととしており、その達成に向けた基本的な方向を次のとおり定めるものである。

- 1 優良農地の確保・保全、農地の有効利用
- 2 30万都市住民と直結した「盛岡」として顔の見える農業の確立
- 3 地域農業の将来の在り方の明確化と中心的な担い手を軸とした地域農業の発展
- 4 生産基盤と生活基盤の一体的な整備による快適な農業地域づくり
- 5 豊かな自然資源、多様な地域特性を活かした中山間地域の活性化
- 6 需要に即した新鮮で安全な農産物の供給

1 優良農地を確保・保全し、農地の有効利用に努める。

農地の位置、自然条件などの諸条件や土地利用の動向、産業の将来見通し等を考慮しながら、将来ともに生産性の高い農地としての要件を備えていると判断される優良農地については、市農業振興地域整備計画に基づき確保・保全を図りながら、基盤整備等の事業導入を行い、生産性向上に向けた有効な土地利用に努める。

また、今後の地域農業の在り方を、集落・地域等での話し合いを基に地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）としてまとめ、効率的で生産性の高い農業の実現のため、連担性をもった農地の集積・集約化を促進しながら経営規模の拡大を図り、安定的な農業経営体を育成することなどにより遊休農地や耕作放棄地の解消に努める。

2 30万都市住民と直結した「盛岡」として顔の見える農業の確立に努める。

本市では、平坦地での水稻や山間地での畜産、あるいは、その中間に位置する緩傾斜地での果

樹など幅広い作目が多様な形で生産されている。しかも、これらの農業生産が30万都市の中で展開され、本市が北東北における主要交通の結接点に位置していること、あるいは、国・県などの試験研究機関や大学が立地しており最新情報を入手しやすい条件下にあるなど、本市が消費・流通面などにおいて多くの優位性を有していることから、これらの優位性を活かした農業生産を推進する。

また、従前の多品種少量型の作付け体系を産地形成型へと転化し、市民の消費需要に安定的にこたえられる体制づくりに努めるとともに、りんごのように産地化が進んでいるものについては、ブランドの確立を図るなど積極的な農業生産を展開する。

3 地域農業の将来の在り方の明確化と中心的な担い手を軸とした地域農業の発展を図る。

本市において、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、地域農業マスタープランや地域農業マスタープランを基礎として策定される地域計画の話合いを通じて、今後、地域農業をどのように考えていくか、中心的な担い手への農地集積・集約、担い手不足や耕作放棄地の解消、有害鳥獣被害への対策など地域における農業の将来の在り方を明確化し、実現していけるよう取り組む。

また、中心的な担い手については、大規模な集落営農型法人の設立や認定農業者、認定新規就農者への積極的な誘導などにより育成・確保を図っていくほか、他地域からの入り作希望を募るなど柔軟な対応も併せて行い、農地コーディネーターを始めとする関係機関、農業委員会、盛岡市で密に連携し、農地集積・集約に向けた出し手と受け手のマッチングを行っていく。

さらに、地域での話合いの中で、各地域において有害鳥獣による深刻な被害が明らかになってきたことから、引き続き国の鳥獣被害防止総合対策交付金の活用を含め、鳥獣被害対策の人員確保や電気柵設置の補助など被害防止に向けて重点的に取り組む。

4 生産基盤と生活基盤を一体的に整備し、快適な農業地域づくりを進める。

生産性の高い合理的な営農を展開するためには、ほ場の区画整理や未整備農地の整備等が不可欠であり、条件に見合った生産基盤の整備を進める。また、農業地域の定住化を促進するため、市街地と調和のとれた生活環境基盤の整備が重要である。

このため、ほ場整備事業や農業集落排水事業を中心とした基盤整備を進め、併せて地域が一体となった農業生産や生活向上に向けた取組を行い、地域の景観や歴史などの地域の特性を活かした住み良い地域づくりを進める。

5 豊かな自然資源、多様な地域特性を活かした中山間地域の活性化を促進する。

中山間地域は、山林資源や水資源等自然資源に恵まれているが、農業生産面では、小規模農地が散在し気候の影響を大きく受けやすく、全般的に生産性が低い状況となっており、今後は農林

業等活性化基盤整備計画に基づき土地条件や気候に見合った作目の導入を進め、産地形成に努めながら、アロニアに続く特産品の開発により地域の活性化を推進し、必要に応じて集出荷施設、予冷施設等流通関連施設の整備を進める。また、恵まれた自然環境や観光資源、地域のイベントを活かした都市住民との交流機会の拡大を促進し、活力ある地域活動を展開する。

6 需要に即した新鮮で安全な農産物の供給に努める。

本市の生鮮農産物は、市場や商店、あるいは産直、朝市等の幅広いルートを通じて、市民に供給されているが、近年、し好の多様化や安全性、良質化に対する消費者の需要が高まっており、これらの需要にこたえるため、有機物資源の活用による減農薬・減化学肥料栽培などの農産物の生産を進める。

また、生産者と消費者が近接していることから、これらの生産者と消費者との交流を活発に行い、農業生産に対する都市住民の労働力の提供や消費者の生産技術等に対する理解を深めるなど相互理解を促進するとともに、地産地消を推進するため産地直売所などによる販売を支援し、消費者と一体となった農業生産を展開する。さらに、外食産業への素材供給などを意識的に進め、ひと・環境にやさしく安全・安心な農畜産物を安定的に供給する農業生産を展開する。

第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市の農業は、経営耕地面積をみると1ha以下の農家が全体の4割以上を占めるなど、小規模農家が多いことから、農地集積による経営規模拡大を図るだけでなく、経営規模にかかわらず意欲ある農家が経営を持続できるよう取り組む必要がある。

このような状況の中で、経営所得安定対策制度の米・畑作物の収入減少影響緩和交付金等により農家の経営安定に取り組むほか、水田活用の直接支払交付金を活用し、戦略作物や振興作物への転作など地域の需要や実情に応じた生産・販売を推進している。また、農地を有効利用し農業経営の発展を図るため施設園芸を導入し、効率的な作型の組合せや予冷库の活用などが盛んに行われている。

今後は、施設園芸においては、転作等により定着した基幹作物の一層の定着化を図り、生産物の品質向上に向けた技術指導などに継続して取り組むほか、環境制御技術や農業用ドローンなどスマート農業の導入を推進することにより、更なる品質向上や収量増加、経営の効率化を図り、それに伴う生産者の所得向上や産地の強化につなげる。

本市の農政の基本的な方向を旨とし、農業が果たしている多面的な役割や機能について、市民の理解を求めながら、これらの機能や役割を發揮するために、小規模農家や土地利用型農業経営を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的な経営を展開する農家との調和を図りながら、地域農業の将来の在り方を明確化し、中心的な担い手を軸とした地域農業の発展を目指していく。

- 2 本市の農業構造は、第三次産業を基幹とする産業構造の中で安定的な収入を得る就労の場が多く確保され、その労働力を市内はもちろんのこと近接の市町からも吸収していることから、以前から兼業農家の割合が高く、近年、基幹的農業従事者の高齢化に伴い、農作業を生産組織や専業農家に委託している農家が増加している。このような状況の中で「受け手」である地域農業の担い手の確保・育成は急務である。

一方、農業従事者の高齢化及び人口の減少に伴って、遊休農地が発生し、これを放置すれば認定農業者の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

農地・農業用水等と地域の環境保全向上のため、多面的機能支払等を活用するほか、中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動を通じて、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動の継続を支援する。

- 3 本市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和12年度）の農業経営の指標及び新たに農業経営を

営もうとする青年等が目標すべき農業経営の指標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえながら、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が地域における他産業並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり420万円程度、配偶者又は後継者等の家族従事者1人を加えた農業経営として570万円程度）、労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間）の水準（従たる従事者の労働時間が1,500時間の場合に150万円となるもの。）とする。個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね1,000万円以上）への育成を目指すこととする。

また、新たに農業を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する時間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得を「就業間もない他産業従事者」並み（250万円程度、年間労働時間は2,000時間を実現できるもの。）とし、また、これらの農業経営が、本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものである。このような農業構造への転換を着実に進めていくために、次代を担う新規就農者の確保・育成を図るものとする。

- 4 本市は、地域計画の実現に向けた農業者、生産組織又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長しながら、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指し、それを実現できるような支援措置を総合的に実施するとともに、農業を担う者の育成を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携し、重点的に支援する。

まず、本市は、近隣市町とともに、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、盛岡地方農業農村振興協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にできるよう支援を行う。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して盛岡地方農業農村振興協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営体育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする認定農業者に対しては、現在実施している市の農業委員等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権の設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全市的に展開することはもちろんのこと、

農地中間管理機構（公益社団法人岩手県農業公社）の積極的かつ活発な活動、連携のもとに、集約化、連担化した条件で認定農業者に農地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、機械利用組合や農業機械銀行をはじめ地域における農作業受託者と連絡を密にして、現在の受託者と委託者の信頼関係を尊重しながら農地貸借の促進と農作業の受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存の施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や地域の立地条件及び自然条件に見合った新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な役割を果たしていると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として、重要な役割を担っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

さらに、女性農業者が、主体性を持ったパートナーとして経営に参画できるよう、家族経営協定の締結及び農業経営改善計画の共同申請を推進するほか、集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場への参加を呼びかけるなど、積極的な地域農業への参画を推進する。また、農業後継者等への円滑な経営継承を図るため、農業技術習得や経営管理等に対する支援を行う。

効率的かつ安定的な農業経営体と生きがい・たのしみ農業型の高齢者や女性、そしてふれあい農業型等の土地持ち非農家や消費者との間で、補助労働力の提供による役割分担を明確化しながら、地域資源の維持管理、農業構造改善センター等の活用による農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、やりがい農業を目指す者のみならず、第2種兼業農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、望ましい経営体育成施策の中心として位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用は、これら認定農業者及び認定新規就農者への集積・集約化はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって関係

機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。また、地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置づけ、その育成を図るため、規模拡大や多角化に意欲的な農業者に対して支援する。

国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（令和2年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、実質化された地域農業マスタープランの実行と農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化の加速化などに取り組むこととされた。

農地の集積・集約化の促進に向けた地域計画推進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業（以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。）の実施に当たっては、当該地区において経営を展開している認定農業者、生産組織に十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営に資するよう、事業計画の策定等において、経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 本市は、市、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等で構成された盛岡市農業振興連絡協議会の農業支援センター活動を一層活発化し、各構成団体の担当職員で編成されたチームが一体となって農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に経営指導、経営診断の実施、先進技術等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導や研修等を行う。

特に、地域計画の実現に向けた取組については、集落の自主性を活かしつつ、各集落の特徴を踏まえた重点的支援を行い、集落営農組織の育成を図る。

さらに、近年の消費者の食の安全・安心に対するニーズが高まっていることを踏まえ、環境保全型農業直接支払交付金事業により、化学肥料の使用量を減らした栽培方法を推進する。

また、畜産においては、経営規模の拡大や生産性の向上を図るため、日本短角牛の消費拡大への取組を行うほか、生産技術だけではなく、経営管理においても濃密な指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式
1 水稲+小麦	〈作付面積等〉 水 稲 =15.0ha 小 麦 = 8.0ha 〈経営面積〉 23.0ha (うち借地 10.0ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機 (6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機 (3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・ ほ場の集約化 ・ 必要に応じ、園芸品目を導入
2 水稲(作業受託含) +小麦	〈作付面積等〉 水 稲 = 3.0ha 作業受託=15.0ha (水稲基幹3作業) 小 麦 =10.0ha 〈経営面積〉 13.0ha	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機 (6条) 1台 播種機(点播4条) 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機 (3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・ ほ場の集約化 ・ 必要に応じ、園芸品目を導入

<p>3 水稲+飼料用米</p>	<p>〈作付面積等〉 水 稲 =15.0ha 飼料用米= 9.0ha (直播栽培) 〈経営面積〉 24.0ha (うち借地 9.6ha)</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機 (6条) 1台 直播オプション一式 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機 (3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・ 飼料用米は直播栽培を導入</p>
<p>4 水稲+WCS稲</p>	<p>〈作付面積等〉 水 稲 =15.0ha WCS = 9.0ha (直播栽培) 〈経営面積〉 24.0ha (うち借地 9.6ha)</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター(50ps) 1台 田植機 (6条) 1台 直播オプション一式 1台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 1台 乾燥機 (3.5t) 3台 他 〈その他〉 ・ WCSは直播栽培を導入、収穫期以降は作業委託</p>
<p>5 野菜専作</p>	<p>〈作付面積等〉 トマト = 0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha</p>	<p>〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 5,000㎡ トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 養液土耕栽培システム 一式 他 〈その他〉 ・ 養液土耕栽培 ・ 収穫期に雇用を導入</p>

<p>6 野菜専作</p>	<p>〈作付面積等〉 きゅうり = 0.55ha 〈経営面積〉 0.55ha</p>	<p>〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,500㎡ トラクター(30ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 温風暖房機 他 〈その他〉 ・ 露地普通、半促成+抑制の組合せ ・ 収穫期を中心に雇用を導入</p>
<p>7 野菜専作</p>	<p>〈作付面積等〉 ほうれんそう = 0.7ha 〈経営面積〉 0.7ha</p>	<p>〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 7,000㎡ トラクター(25ps) 1台 真空播種機(人力、2条) 1台 ほうれんそう調製機(全長300cm) 1台 野菜フィルム包装機(計量機付) 1台 予冷库(1坪) 1台 他 〈その他〉 ・ 雨よけ栽培4.5回転</p>
<p>8 野菜専作</p>	<p>〈作付面積等〉 キャベツ = 10.0ha だいこん = 3.0ha 〈経営面積〉 13.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 トラクター(50ps、35ps) 2台 野菜移植機 1台 乗用管理機 2台 他 〈その他〉 ・ 労働力利用の平準化が図られるよう 作期を分散</p>

<p>9 花き専作</p>	<p>〈作付面積等〉 りんどう = 1.0ha</p> <p>〈経営面積〉 1.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(20ps) 1台</p> <p>動力噴霧機(自走式) 1台</p> <p>フラワーバインダー 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 極早生、早生、晩生、極晩生品種の組合せ (採花ほ場面積のみ)
<p>10 果樹</p>	<p>〈作付面積等〉 りんご = 2.0ha</p> <p>〈経営面積〉 2.0ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(20ps) 1台</p> <p>スピードスプレーヤー 1台</p> <p>ロータリーモア(乗用) 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早生、中生、晩生の組合せ ・ 共同選別の実施
<p>11 工芸作物専作</p>	<p>〈作付面積等〉 葉たばこ = 2.4ha</p> <p>〈経営面積〉 2.4ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(30ps) 1台</p> <p>たばこ管理作業車(高架型) 1台</p> <p>たばこ幹刈機 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラクター作業が可能なほ場条件の整備 ・ 施設, 機械導入は補助事業を活用

<p>12 酪農専作</p>	<p>〈作付面積等〉 経産牛 = 42頭 飼料作物 = 3.0ha 牧草 = 13.0ha 〈経営面積〉 16.0ha</p>	<p>〈資本装備〉 畜舎 680㎡ トラクター(50ps、85ps) 2台 パイプラインミルクカー 他 〈その他〉 ・ 月2回ヘルパー利用 ・ ほ場の集約化 ・ コーンハーベスタ等飼料調製用機械 の共同所有、共同作業</p>
<p>13 肉用牛(一貫)</p>	<p>〈作付面積等〉 黒毛和種(繁殖) = 24頭 黒毛和種(肥育) = 64頭 牧草 = 5.5ha 〈経営面積〉 5.5ha</p>	<p>〈資本装備〉 畜舎 680㎡ トラクター(50ps) 2台 他 〈その他〉 ・ 繁殖牛公共牧場預託 ・ ほ場の集約化</p>
<p>14 肉用牛(繁殖) + 水稻</p>	<p>〈作付面積等〉 黒毛和種 = 25頭 牧草 = 3.6ha 水稻 = 3.1ha 〈経営面積〉 6.7ha</p>	<p>〈資本装備〉 畜舎 300㎡ トラクター(50ps) 1台 他 〈その他〉 ・ 繁殖牛公共牧場預託 ・ ほ場の集約化 ・ コンバイン等の共同所有、共同作業</p>

15 肉用牛（肥育）＋ 飼料用米	〈作付面積等〉	〈資本装備〉
	黒毛和種＝100頭 牧草＝3.5ha 飼料用米＝13.0ha 〈経営面積〉16.5ha	畜舎 610㎡ トラクター(50ps) 2台 田植機（6条） 1台 コンバイン(4条) 1台 他 〈その他〉 ・ほ場の集約化 ・飼料用米は直播栽培を導入

(備考)

目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得が570万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は420万円程度）を示している。

また、労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系として示している。

(2) リーディング経営体

営農類型	経営規模	生産方式
1 水稻＋小麦	〈作付面積等〉 水稻＝25.0ha 小麦＝11.0ha 〈経営面積〉36.0ha (うち借地 15.0ha)	〈資本装備〉 トラクター(50ps) 2台 田植機（6条） 2台 乗用管理機 1台 コンバイン(5条) 2台 乾燥機(3.2t) 3台 他 〈その他〉 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工の導入

2 野菜専作	〈作付面積等〉 トマト = 1.2ha 〈経営面積〉 1.2ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 12,000 m ² トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 養液土耕栽培システム 一式 他 〈その他〉 ・ 養液土耕栽培 ・ 収穫期を中心に雇用を導入
3 野菜専作	〈作付面積等〉 トマト = 0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本装備〉 補強型ハウス 5,000m ² 複合環境制御装置 他 〈その他〉 ・ 単収30 t ・ 長期的な雇用
4 酪農専作	〈作付面積等〉 経産牛 = 90頭 飼料作物 = 5.0ha 牧草 = 30.0ha 〈経営面積〉 35.0ha	〈資本装備〉 畜舎 1,080 m ² トラクター(50ps、105ps) 2台 ミルキングパーラー 他 〈その他〉 ・ フリーストール方式の導入
5 酪農専作(飼料生産外部委託)	〈作付面積等〉 経産牛 = 90頭	〈資本装備〉 畜舎 1,080m ² トラクター(50ps) 1台 ミルキングパーラー 他 〈その他〉 ・ TMRセンター利用 ・ フリーストール方式の導入

(備考)

個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね1,000万円以上）に育成するものとして示している。

(3) 集落型の農業法人

営農類型	経営規模	生産方式
<p>1 水稲+小麦</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考)</p> <p>構成員の賃金・地代収入 合計額 441万円</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稲 =26.0ha</p> <p>小 麦 =14.0ha</p> <p>〈経営面積〉40.0ha (うち借地 40.0ha)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(50ps) 2台</p> <p>田植機 (6条) 2台</p> <p>麦播種機(点播4条) 1台</p> <p>乗用管理機 1台</p> <p>コンバイン(5条) 2台</p> <p>乾燥機(5t) 3台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の集約化 ・ 必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
<p>2 水稲+大豆</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考)</p> <p>構成員の賃金・地代収入 合計額 425万円</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稲 =26.0ha</p> <p>大 豆 =14.0ha</p> <p>〈経営面積〉40.0ha (うち借地 40.0ha)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(50ps) 2台</p> <p>田植機 (6条) 2台</p> <p>大豆播種機(点播4条) 1台</p> <p>乗用管理機 1台</p> <p>コンバイン(5条) 2台</p> <p>普通型コンバイン 1台</p> <p>乾燥機(3.2t) 3台</p> <p>静置式乾燥機(1.8t) 2台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の集約化 ・ 必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入

<p>3 水稲＋小麦＋大豆 ＋そば</p> <p>主たる従事者 4 人</p> <p>(参考)</p> <p>構成員の賃金・地代収入 合計額 1,036万円</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稲 =60.0ha</p> <p>小 麦 =15.0ha</p> <p>大 豆 =15.0ha</p> <p>そ ば = 7.0ha</p> <p>〈経営面積〉 97.0ha (うち借地 90.0ha)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(50ps) 4 台</p> <p>田植機(6条、直播オプション一式) 2 台</p> <p>大豆播種機(点播4条) 1 台</p> <p>乗用管理機 1 台</p> <p>コンバイン(4条) 2 台</p> <p>普通型コンバイン 1 台</p> <p>乾燥機(3.2t) 3 台</p> <p>静置式乾燥機(1.8t) 2 台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稲は移植、直播各30.0haで収穫期をずらすことで機械を共有 ・ そばは、小麦、大豆の裏作 ・ ほ場の集約化 ・ 必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入
<p>4 水稲＋りんどう</p> <p>主たる従事者 2 人</p> <p>(参考)</p> <p>構成員の賃金・地代収入 合計額 976万円</p>	<p>〈作付面積等〉</p> <p>水 稲 =26.0ha</p> <p>りんどう = 2.0ha</p> <p>〈経営面積〉 28.0ha (うち借地 28.0ha)</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(50ps) 2 台</p> <p>田植機 (6条) 2 台</p> <p>コンバイン(5条) 2 台</p> <p>乾燥機(5t) 3 台</p> <p>動力噴霧機(自走式) 1 台</p> <p>フラワーバインダー 1 台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の集約化

(備考)

主たる従事者 2～4 人が中心となり、30～100haの営農規模で、集落営農の発展を目指している農業法人の営農類型としている。

主たる従事者が他産業並みの労働時間(年間2,000時間)で、地域他産業従事者と遜色ない生涯所得(年間所得420万円)に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとして示している。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

営農類型	経営規模	生産方式
1 野菜専作	〈作付面積等〉 きゅうり=0.2ha 〈経営面積〉0.2ha	〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 2,000㎡ トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 温風暖房機 他 〈その他〉 ・ 半促成+抑制の組合せ ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2) ・ 単収は19t/10a
2 野菜専作	〈作付面積等〉 きゅうり=0.2ha 〈経営面積〉0.2ha	〈資本装備〉 トラクター(30ps) 1台 管理機(ロータリー付) 1台 マルチャー(管理機用) 1台 マルチスプレイヤー(クローラ自走式) 1台 他 〈その他〉 ・ 露地栽培 ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2) ・ 単収は12t/10a

<p>3 野菜専作</p>	<p>〈作付面積等〉 トマト = 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 2,000㎡ トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 養液土耕栽培システム 一式 他 〈その他〉 ・ 夏秋どり、養液土耕栽培 ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2、ただし養液土耕栽培システムは除く) ・ 単収は12t/10a</p>
<p>4 野菜専作</p>	<p>〈作付面積等〉 ミニトマト=0.12ha 〈経営面積〉 0.12ha</p>	<p>〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 1,200㎡ トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 ミニトマト選別機 1台 他 〈その他〉 ・ 夏秋どり、自動かん水、土耕栽培 ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2) ・ 単収は6.5t/10a</p>
<p>5 野菜専作</p>	<p>〈作付面積等〉 ピーマン=0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha</p>	<p>〈資本装備〉 簡易ビニールハウス 2,000㎡ トラクター(20ps) 1台 動力噴霧機(自走式) 1台 他 〈その他〉 ・ 雨よけハウス栽培 ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2) ・ 単収は9t/10a</p>

<p>6 野菜専作</p>	<p>〈作付面積等〉 ほうれんそう = 0.4ha</p> <p>〈経営面積〉 0.4ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>簡易ビニールハウス 4,000㎡</p> <p>トラクター(25ps) 1台</p> <p>真空播種機(人力、2条) 1台</p> <p>ほうれんそう調製機(全長300cm) 1台</p> <p>野菜フィルム包装機(計量機付) 1台</p> <p>予冷庫(1坪) 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨よけ栽培4回転 ・ 機械施設は中古(標準価格の1/2) ・ 単収は0.8t/10a(1回転当たり)
<p>7 菌茸専作</p>	<p>〈作付面積等〉 生しいたけ = 28千玉</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>ウレタン吹き付けハウス 646㎡</p> <p>温風暖房機</p> <p>予冷庫(1坪) 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 菌床、春夏+秋冬発生型栽培 ・ 機械は中古(標準価格の1/2) ・ 施設は補助事業を活用 ・ 単収は900kg/1,000玉
<p>8 花き専作</p>	<p>〈作付面積等〉 りんどう = 0.38ha</p> <p>〈経営面積〉 0.38ha</p>	<p>〈資本装備〉</p> <p>トラクター(20ps) 1台</p> <p>動力噴霧器(自走式) 1台</p> <p>下葉取り機 1台</p> <p>結束機 1台</p> <p>他</p> <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早生8月収穫0.2ha、晩生9月収穫0.18ha ・ 単収は早生30,000本/10a、晩生42,000本/10a(3年目以降)

(備考)

新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する期間や段

階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が就業後間もない他産業従事者並み（年間所得250万円程度）を確保できる経営として示している。

労働力構成として経営主1名とその家族等1名程度で営まれることを想定している。

2 経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事者の態様等
<ul style="list-style-type: none"> * 経営改善計画の達成に向け、単年度ごとの取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践 * 岩手県農業経営・就農支援センターその他専門家の積極的な活用 * 複式簿記記帳による経営と家計の分離 * 研修等による経営管理能力の向上 * 経営体質の強化のための自己資本の充実 * 経営内の役割の明確化 * 生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)の実施 * 必要に応じ、法人形態への移行 * 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> * 労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 * 休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保 * 作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保 * 農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 * 法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実

第4 第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市で主に生産されているきゅうり、トマト、ねぎなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の推進・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した担い手の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、岩手県農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制等の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、小規模・家族経営や農業と別の仕事を組み合わせた「半農半X」など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域の農業・農村の維持に向けた取組を推進する。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、資金調達、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、地域での話し合いへの参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、

認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①農業委員会は、県農業会議、農地中間管理機構との連携の下に、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を岩手県農業経営・就農支援センターに提供する。

また、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び岩手県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう岩手県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 目標

上記第3に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は、次のとおりである。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
80%	

(2) 効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営むものが農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進しその割合が高まるように努める。

(備考)

- 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次は令和12年度とする。
- 3 社会情勢の変化があった場合には、必要に応じて目標の見直し等を行うこととする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両

者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

北上川流域南部の平野部は平坦な地形を活かして水田が広がり、農業生産基盤整備が進み、大型機械利用を中心とする合理的な作業体系に十分対応できる条件を備えている。西部の丘陵地及び東部の緩傾斜地はりんごを中心とした果樹地帯が広がっており、農道を中心に整備が行われており集団性を有している。北上川流域北部は、水田、畑のほか、平野部から山間部で飼料作物の栽培が多く、園芸作目や畜産も盛んであり複合経営を行う認定農業者に対する農地の利用集積が進んでいる。

しかしながら、経営体によっては農地が分散した状況にあり、経営上の課題となっていることから、農用地の利用関係に関する地域内の合意形成のもとに農用地の集約化を促進することが重要となっている。

このため、本市は、地域計画推進事業、農地中間管理事業及び特例事業等の実施の促進を図り、面的なまとまりをもった条件下で、認定農業者や集落営農組織等が効率的かつ安定的な農業経営が行えるよう努める。

3 効率的かつ安定的な農業経営を育成するための体制等

地域農業のあるべき姿や目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向け、新規就農者を認定新規就農者に、中心的な担い手を認定農業者へ誘導するとともに、県や県段階の協議会等と連携しながら、認定農業者の経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事の態様の改善のための指導や研修等を実施する。

また、認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、岩手県農業経営・就農支援センターその他の専門的な知識を有する者の積極的な活用を促進する。

さらに、盛岡地方農業農村振興協議会において、新規就農者確保・育成アクションプランを策定し、その実行により、地域や産地が主体となった新規就農者の確保・育成体制の確立を図るものとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、岩手県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業農家の割合が大きいなどの特徴を踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 地域計画推進事業
- 2 農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業について、本市は以下のことについて重点的に実施するものとする。

- ア 地域計画の策定に向けて、農業を担う者を中心に地域での話し合いを行い、地域農業の将来像を共有し、農用地の効率的な利用の促進に努める。
 - イ 農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。
 - ウ 県営ほ場整備事業の進展により、兼業農家等からの農作業受託を促進し、適正な農作業料金を設定し、受託者の経営の発展に努める。
 - エ 農作業料金の適正化を図るため、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター、受託農家、受託組織等の代表及び委託農家の代表等の関係機関及び関係者と協議して適切に標準農作業料金を定める。
- 以下、個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、個別の開催案内の送付のほか必要に応じて広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。

参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せ等の対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで地域農業マスタープランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他

市は、地域計画の策定に当たっては、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な維持管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を実施する。

2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合に

っては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集約化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集約化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記参考様式第 6-1 号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ 農用地利用規程に定められた認定農業者とその他の構成員との役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善計画事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規定を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規定の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規定においては、(4)の①に掲げる事項ほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定(以下「特定農用地利用規定」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規定は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用

の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、当該特定農用地利用規定で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該地域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、盛岡地方農業農村振興協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促

進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の区画化や農業用排水路等の整備を進めるとともに、集出荷施設などの農業近代化施設の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 強い農業づくり交付金などの各種助成事業を活用し、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

ウ 中山間地域においては、中山間地域等直接支払交付金（令和2年度～令和6年度）の活用により、地域の連携を強化し、地域の特徴を生かした農業経営の育成に資するよう努める。

エ もりおか短角牛の生産、流通及び消費拡大への取組に対する支援や、畜産技術の指導・普及、高能力素牛の導入、公共牧野における預託放牧等の実施により畜産振興を図る。

オ 有害鳥獣による農作物被害及び人身被害を防止するため、鳥獣被害対策実施隊員による追い払いや捕獲活動を実施するとともに、農作物を守るために有効な電気柵設置の補助や、新規狩猟者確保のために狩猟免許取得に対する補助を行う。

カ 地域計画の実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

キ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、市、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、その他の関係団体の代表者等をもって構成する盛岡市農業振興連絡協議会及び農地中間管理機構と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第2、第5で掲げた目標や第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年7月13日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成21年3月25日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成22年4月30日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成25年3月28日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、平成28年7月27日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和4年3月25日から施行する。

附則

- 1 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。